○年○月○日

（公財）農林水産長期金融協会　御中

融資機関名

(公印省略)

農業経営復旧・復興対策適用要件の確認表

（令和５年度措置に係る利子助成関係）

標記の件について、下記のとおりお知らせします。

１．借入希望者について

|  |  |
| --- | --- |
| 該当する項目にチェック | 対象者の要件 |
| * 平成23年３月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響により、避難区域や作付制限区域等が設定された福島県の田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村若しくは葛尾村又は相馬郡飯舘村（以下「原子力災害被災12市町村」という。）にほ場、事業所その他の事業拠点を有する被災農業者であること
 |
| 　 □ 被災農業者(□ 地震・□ 原発事故) | その主要な事業用資産について、東日本大震災（平成23年３月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）の影響により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長その他相当な機関（以下「市町村長等」という。）から受けた者（市町村長等の事情によりこれにより難い場合は、証明に準ずる確認を受けた者）であって、地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている者 |

２．経営の再開等について

|  |  |
| --- | --- |
| 該当する項目にチェック | 要　　件 |
|  | 以下のいずれかの要件を満たすことの証明を融資機関から受けた者 |
| □ | ①－１　東日本大震災の影響により農業経営を中止し、農業経営を再開していない者 |
| □ | ①－２　農業経営を再開した者であって農業経営再開後２年を経過していない者　経営を再開した時期　　　　　年　　月　経営の再開の確認に要した書類　　　　　　　　　　 |
| □ | ②　東日本大震災の前から農業経営を継続している者又は東日本大震災の影響により農業経営を中止し、農業経営を再開した者であって、東日本大震災後の各年における年間売上額が東日本大震災前の直近年の年間売上額の９割に達していない者（東日本大震災の影響により、浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けた事業用資産（以下、「被災事業用資産」という。）について、農地等の災害復旧が完了していない等農業者の責めに帰すことができない事由により、被災事業用資産を復旧することが困難であった者又は経営再建に必要な事業用資産を取得することが困難であった者であって、被災事業用資産の復旧又は経営再建に必要な事業用資産の取得を行おうとする者に限る。） 　被災事業用資産の復旧又は経営再建に必要な事業用資産の取得が困難であった理由

|  |
| --- |
|  |

東日本大震災後の年間売上額（Ａ）＝ｘ千円東日本大震災前の直近年の年間売上額（Ｂ）＝　　　千円（Ａ）（Ｂ）　×　１００　＝　（Ｃ）％上記の数式の（Ａ）に各年度の数字を入れた場合　　平成24年度・・・（Ａ１）＝　　　千円、（Ｃ１）＝　　％　　平成25年度・・・（Ａ２）＝　　　千円、（Ｃ２）＝　　％　　平成26年度・・・（Ａ３）＝　　　千円、（Ｃ３）＝　　％　　平成27年度・・・（Ａ４）＝　　　千円、（Ｃ４）＝　　％平成28年度・・・（Ａ５）＝　　　千円、（Ｃ５）＝　　％平成29年度・・・（Ａ６）＝　　　千円、（Ｃ６）＝　　％平成30年度・・・（Ａ７）＝　　　千円、（Ｃ７）＝　　％令和元年度・・・（Ａ８）＝　　　千円、（Ｃ８）＝　　％令和２年度・・・（Ａ９）＝　　　千円、（Ｃ９）＝　　％　　令和３年度・・・（Ａ10）＝　　　千円、（Ｃ10）＝　　％　　令和４年度・・・（Ａ11）＝　　　千円、（Ｃ11）＝　　％　　（Ｃ１）～（Ｃ11）＜90％ |

３．案件情報

|  |  |
| --- | --- |
| 借入希望者（識別番号） | 農林太郎（ＣＩＦ） |
| 借入希望の資金名 | 農業近代化資金 |
| 補助金名（※） | 福島県高付加価値産地展開支援事業交付金 |
| 都道府県、市町村 | ○○県○○市 |
| 融資機関担当者 | ＪＡ・○○支店　担当○○　電話○○-○○-○○ |

※　スーパーＬ資金、農業近代化資金、経営体育成強化資金又は農林漁業施設資金の補

助残融資資金の場合のみ記入。